

「犯罪収益移転防止法」に基づくお取引時の確認について

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「法令」といいます)に基づき、口座開設等の際に、本人確認書類のご提示と、ご職業、取引を行う目的などの確認(「お取引時確認」といいます)をさせていただきます。「お取引時確認」ができない場合、お取引をお断りすることがございます。何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

■「お取引確認」が必要な主な取引

- (1) 口座開設、貸金庫、保護預りの取引開始
- (2) 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受け取り
- (3) 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払い
- (4) 融資取引等

※これらの取引以外にもお客さまに確認をさせていただく場合がございます。

■お客さまへの確認事項および確認書類等

	確認事項	確認書類(原本をお持ちください)/確認方法
個人のお客さま ※1	氏名・住所・生年月日	【顔写真あり】 ○運転免許証 ○マイナンバーカード ○在留カード 等のいずれか
		【顔写真なし】 ○健康保険証 ○国民年金手帳 ○共済組合の組合員証、加入者証 等のいずれか + 他の本人確認書類または現住所の記載のある補完書類(公共料金の領収書等)の原本を提示
	職業	窓口等で確認させていただきます
	取引を行う目的 外国政府等における重要な公的地位の有無	
法人のお客さま ※2	名称・本店や主たる事務所の所在地	○登記事項証明書 ○印鑑登録証明書 等
	事業内容	○登記事項証明書 ○定款 等
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されている確認書類、および法人のお客さまのために取引を行っていることを確認できる書面等(社員証は含みません)
	取引を行う目的	窓口等で確認させていただきます
	外国政府等における重要な公的地位の有無、実質的支配者の氏名・住所・生年月日	

※1 ご本人以外の方が来店された場合には、ご本人さまの確認に加えて来店された方についての氏名・住居・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを書面等で確認させていただきます。

※2 国、地方公共団体、独立行政法人、上場会社等の場合は、一部取扱いが異なる場合があります。

■ご留意事項

- ・当行が必要と判断した場合は、上記以外の書類のご提示をお願いすることがあります。
- ・当行が必要と判断した場合は、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・過去に確認をさせていただいたお客さまについても、取引を行う目的や事業内容等を確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方および外国政府等において主要な公的地位にある方等の場合などには、通常と異なる確認をさせていただきます。(その際は複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。)
- ・なお、上記事項を偽ることや他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令により処罰されることがあります。
- ・詳しいことは当行の窓口にお問い合わせください。

■「外国政府等において重要な公的地位にある方」について

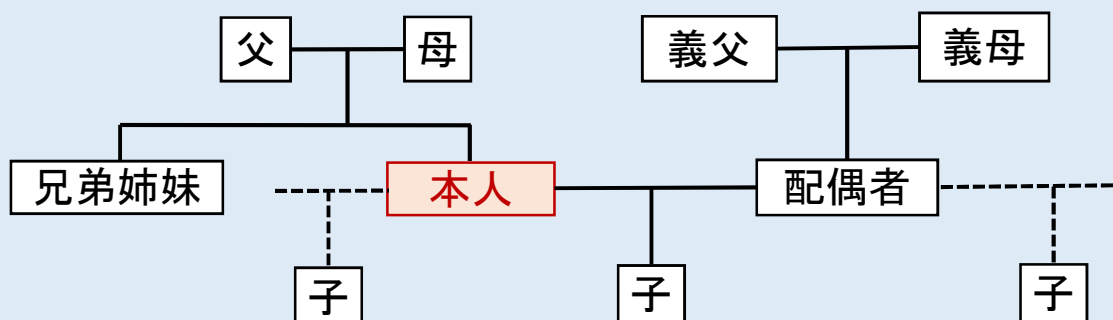
外国政府等において重要な公的地位にある方等とのお取引の際に、複数の本人確認書類のご提示等、通常の場合と異なる確認をお願いするほか、資産・収入の状況を悪人させていただくなど追加のご対応をお願いする場合があります。

【追加のご対応が必要なお取引】

1. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」とのお取引
2. 「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族とのお取引
3. 実質的支配者の方が「外国政府等において重要な公的地位にある方」またはそのご家族(※1)に該当する法人のお客さまとのお取引

(※1) ご家族の範囲は以下のとおりです

「外国政府等において重要な公的地位にある方」のご家族の範囲



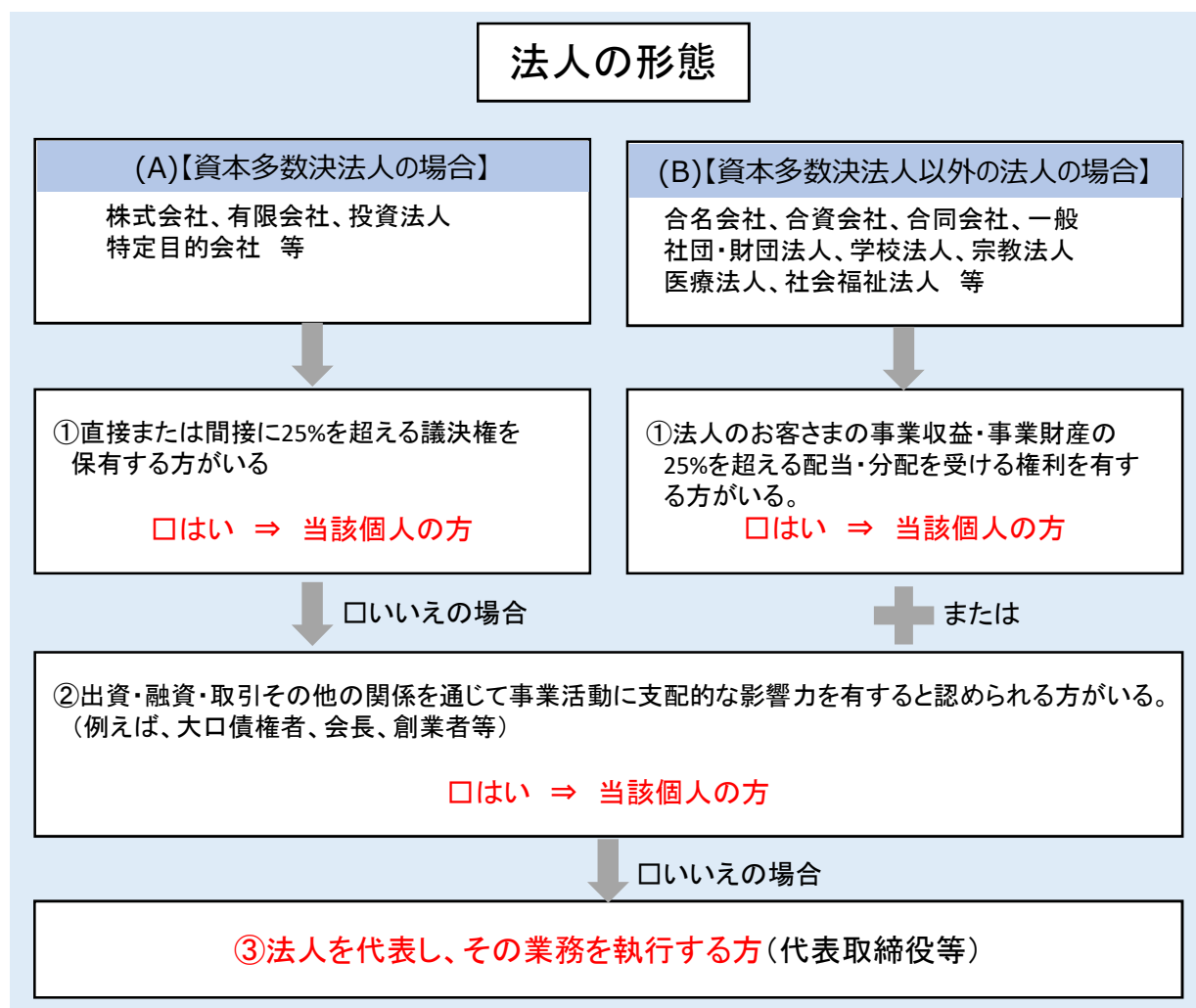
* 事実上婚姻関係と同様の事情にある方(内縁関係にある方等)を含みます。

「外国政府等において重要な公的地位にある方」とは、具体的には以下の方をいいます。

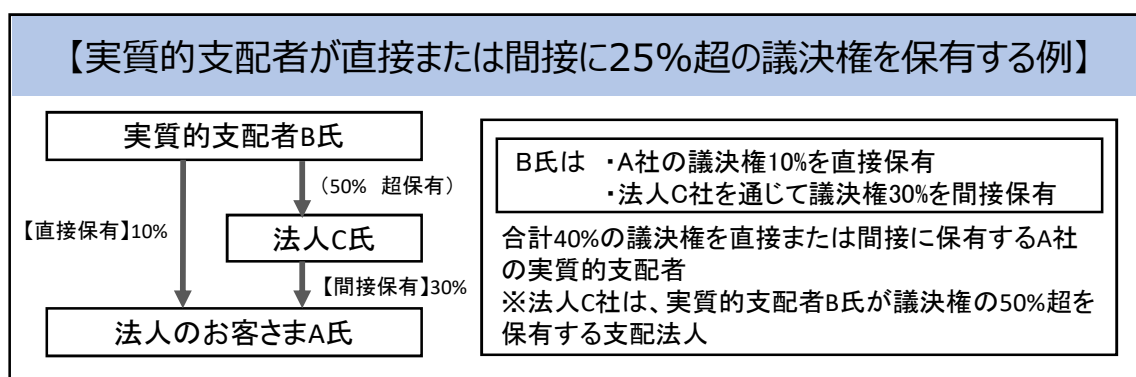
- 外国の元首(過去にその地位にあった方を含む)
- 「外国の政府・中央銀行その他これらに類する機関において重要な公的地位にある方」として以下に掲げる職位にある個人(過去にその地位にあった方を含む)
- ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ・中央銀行の役員
- ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

■実質的支配者について

実質的支配者とは、議決権の25%超を直接または間接(*1)に保有する等、法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方をいいます(*2)。



(*1) 間接保有とは、「議決権の50%超を保有する支配法人」を通じて保有していることをいいます
(下記の例をご参照)



(*2) ほかに50%を超える議決権を保有する個人もしくは50%を超える配当・分配を受ける権利を有する個人がいる場合は、その個人の方に確定します。病気等により、法人のお客さまを実質的に支配する意思または能力を有していない、または業務執行を行うことのできない個人の方は実質的支配者に該当しません。また、実質的支配者とは個人の方となりますが、国、地方公共団体、上場会社とその子会社は個人とみなします。